

令和7年 第2回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和7年2月26日(水)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階第3会議室			
開・閉議日時及び宣言	開議	令和7年2月26日(水)午後1時30分		
	閉議	令和7年2月26日(水)午後2時39分		
出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名	職名	氏名	出席	欠席
	教育長職務代理者	宮原 克也	○	
	委員	天田 明香	○	
	委員	峯 隆三	○	
	委員	渡海 富美	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帯山 保磨	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	社会教育課主査	尾崎 美幸
	学校教育相談員	川久保真由美	教育総務課長	大宅 啓史
			教育総務課主事	北原 泰道
備考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第1回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第2号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第4号 教育支援センター指導員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示

議案第5号 時津公民館管理人の設置等に関する要綱を廃止する告示

議案第6号 第四次時津町子ども読書活動推進計画について

議案第7号 教職員人事内申について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和7年第2回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第1回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（令和7年第1回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和7年第1回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和7年第1回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

日程第2、教育長報告を行います。

令和7年1月23日から令和7年2月26日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 宮原教育委員

1月29日に開催された「不登校対策研修会」とは、町立小中学校の教職員を対象とした研修ですか。

○ 相川教育長

はい。町立小中学校校長及び生徒指導の担当教員を対象に研修を行いました。内容としては、スクールカウンセラー専門の講師の方に不登校となる児童生徒の対応について、講話いただきました。

○ 宮原教育委員

1月31日(金)に開催された「県小学校特活研修大会」の特別活動とは、こういった活動ですか。

○ 相川教育長

学級会活動や学校行事等の活動についての実践発表を行いました。授業をうまく行うには、特別活動が充実していなくてはいけないと言われていました。子どもたちが主体となって議題を決め、そして実行する。自分たちで問題意識をもつといった特別活動で培われた活動が大変役立つということです。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第2号 教育上特別の配慮を要する児童生徒 の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第2号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての件の報告を受けたいと思います。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本件は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について)

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議等を行います。

議案第3号、専決処分の承認を求めることについて(教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について)の件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第3号は秘密会で議事進行することに決しました。議案第3号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第4号 教育支援センター指導員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示

○ 相川教育長

続きまして、議案第4号、教育支援センター指導員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示の件を議題とします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案第4号、教育支援センター指導員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。

資料の骨子をご覧ください。

現行の教育支援センター(ひだまり)指導員の勤務時間において、活動記録を行う時間等が不足しているため、週4日勤務1週間あたりの勤務時間を19時間から20時間に改めるものです。また週20時間を超えますと社会保険の適用もあり、本人たちも社会保険の加入を望んでいらっしゃいます。

令和7年4月1日からの適用となります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

1日15分の延長のようですが、効果はありますか。

○ 廣瀬学校教育課長

はい。効果はあるようです。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第4号、教育支援センター指導員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第5号 時津公民館管理人の設置等に関する要綱を廃止する告示

○ 相川教育長

続きまして、議案第5号、時津公民館管理人の設置等に関する要綱を廃止する告示の件を議題とします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第5号、時津公民館管理人の設置等に関する要綱等を廃止する告示についてご説明いたします。

議案の次に添付しております要綱等の廃止にかかる骨子をご覧ください。

まず、趣旨についてですが、「時津公民館管理人」及び「時津町B&G海洋センター管理人」の業務をこれまでの会計年度任用職員から「シルバー人材センター」に外部委託するこ

とに伴い当該要綱等を廃止するものです。

また、時津公民館音響機器の更新及び設置位置の変更に伴い、これまで会計年度任用職員が行っていた機器操作については、公民館を使用する者が操作することとしたため当該要綱を令和7年4月1日から廃止するものです。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

時津公民館管理人及び時津町B & G海洋センター管理人は、複数人いらっしゃったのですか。

○ 大工園社会教育課長

はい。複数人おり、3交代制をとっておりました。

○ 宮原教育委員

令和7年4月1日から全部シルバー人材センターの方に委託するということですね。

○ 大工園社会教育課長

はい。

○ 宮原教育委員

時津公民館音響機器の操作は、公民館を使用する者が操作するとありますが、こういった操作をするのですか。

○ 大工園社会教育課長

公民館の音響機器の操作は、講堂の後にある操作室で音響や照明等の操作を行っていました。今後大きな行事等につきましては、カナリーホールで執り行うこととなっておりますし、操作機器の老朽化に伴い新しくマイク操作機器を舞台下手に配置しましたので、利用者の方での操作が簡易になりました。

○ 宮原教育委員

プロジェクター等を使つての講習等がある際には、手伝っていただけるのですか。

○ 大工園社会教育課長

プロジェクターやスクリーンの貸し出しも致しますし、操作が難しいとのことであれば、当日職員が付いて操作するということができます。

○ 宮原教育委員

今までは、どうされていたのですか。

○ 大工園社会教育課長

今までは、機器の操作に詳しい方を会計年度任用職員として雇っておりましたが、ここ数年は、その方に操作依頼を行うことがありませんでしたので、今の実情に合わせて廃止することになりました。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第5号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第5号、時津公民館管理人の設置等に関する要綱を廃止する告示の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第6号 第四次時津町子ども読書活動推進計画について

○ 相川教育長

続きまして、議案第6号、第四次時津町子ども読書活動推進計画についての件を議題とします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第6号、第四次時津町子ども読書活動推進計画についてご説明いたします。

本町の子どもたちが読書に親しみ、豊かな心を育むことができる環境を整えるため、平成19年度に「時津町子ども読書活動推進計画」を策定し、継続的に子ども読書活動の推進に取り組んでまいりました。

この度、第三次計画期間満了に伴い、「第四次時津町子ども読書活動推進計画」を別添の

とおりに策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、策定委員会を設置し、関係機関や有識者の意見を踏まえながら、検討を進めてまいりました。その結果を基に、計画の内容を取りまとめております。

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間となります。

中身の詳細につきましては、担当の方から説明いたします。

○ 尾崎社会教育主査

「第四次時津町子ども読書活動推進計画」の概要についてご説明いたします。

計画の構成について、お手元の計画の目次をご覧ください。

本計画は、5つの章で構成されており、最後に関連資料として、計画策定にあたって実施したアンケートの結果等を掲載しています。

章立てに沿って、本計画の内容を説明いたします。

「第1章、第四次時津町子ども読書活動推進計画の策定にあたって」この章には、計画策定の目的・位置づけ・対象・期間について記載されていますが、先ほどの説明と重複するため詳しい説明は省略いたします。

「第2章、第三次計画における成果と課題」この章では、第三次計画期間における成果や現状を踏まえ、そこから見える課題についてまとめています。

第三次計画期間において、様々な取り組みを実施した結果、一定の効果が得られたものの、アンケート調査の結果から、読み聞かせをしている家庭の減少、児童・生徒の読書習慣の二極化、保護者の読書への関心の低さ、時津図書館の利用率の低下といった課題が明らかになりました。取組や課題の詳細については、後ほどご覧ください。

「第3章 第四次計画について」この章には、時津町のめざす姿、基本方針をまとめています。

本計画は、第2章で明らかになった課題や社会状況の変化を踏まえ、「豊かな心と学びのある町を創る」ことを目指し、「時津町教育基本振興計画」に沿って、子どもの読書活動を推進します。

基本方針として、子どもが読書に親しむ機会の提供と充実、多様な子どもの可能性を引き出す読書環境の充実、子どもの読書に関する機関の連携・協力の強化と人材育成の3つを掲げています。

23ページに計画の体系図を記載しております。本計画は、この図のように目標と基本方針の達成を目指して、家庭・地域、幼稚園・保育所（園）、認定こども園・学校、図書館の4つの分野が連携しながら、子どもの読書活動を推進します。

「第4章 子ども読書活動推進のための方策」この章では、34ページにかけて、家庭・地域、学校などの分野における具体的な方策を記載しています。

第四次計画で新たに取組む内容についてご紹介します。

(1) 家庭・地域における取組として、早期の読書習慣定着のため、「ブックスタート前の出産予定の住民とその家族への啓発」を行います。また、子どもが本に触れ合う機会を提供するため「本に触れ合うイベントの開催」をします。

(2) 幼稚園・保育所(園)・認定こども園における取組として、保護者自身が読書に親しんでいないという状況を改善するため、「保護者への啓発」を強化し、家庭での読書習慣の定着を図ります。また、時津図書館と連携し、図書館スタッフから絵本選びや読み聞かせの方法を学ぶ研修を行い、技術を向上させます。

(3) 学校における取組としましては、司書教諭や担当職員を中心とした取組とした「新聞などの多様な媒体を活用し、将来につながる読書という視点からの啓発」を行います。

また、魅力的な学校図書館を目指した環境整備として、児童生徒に配布されている「ICT端末を活用した図書の検索」を充実させます。

時津図書館における新たな取組につきましては、利用者の利便性の向上のための取組の一つとして、「地域の変化を分析し、より地域のニーズに即したサービス展開として、分館の役割を見直します。また、学校との連携の一つとして「学校と図書館が一体となった横断検索機能の導入を検討します。この他、「家読」の啓発等引き続き取りくんでまいります。

「第5章 第四次計画における数値目標」本計画では、乳幼児に対し読み聞かせをしている家庭の割合、ブックスタートにおける絵本の配布率、1週間に1回以上家族で本を読む子どもの割合、本を読むことが好きな子どもの割合、ボランティア養成講座の実施回数、この5つの目標項目を設定しております。この目標値については、毎年度進捗状況調査を行いたいと考えております。以上が、第四次時津町子ども読書活動推進計画の概要です。

本計画を基本とし、時津町の子どもたちがよりよい読書環境の中で成長できるよう、今後取組を進めてまいります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

時津町子ども読書活動推進計画は、何に基づいた計画になりますか。

○ 尾崎社会教育主査

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月)第9条第2項の規定に基づき、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月)及び「第五次長崎県子ども読書活動推進計画」(令和6年3月)を基本として策定しております。

○ 宮原教育委員

令和11年度の目標値はどういった内容で、設定されましたか。

○ 尾崎社会教育主査

「乳幼児に対し、読み聞かせをしている家庭の割合」の目標値の設定につきましては、乳幼児期の読み聞かせ経験は、その後の読書活動の基礎作りとなるため、第三次計画策定調査の値の82.0%としました。

「ブックスタートにおける絵本の配布率」につきましては、ブックスタートは、親子での読書のきっかけを提供する重要な取組です。多くの家庭が絵本を受け取れるよう配布率の向上を図ることが、時津町の読書活動推進につながると考え、この項目を設定しました。目標値は、コロナ過以前が55%程度だったので、そこを超え、今後の取組によって少しでも多くの家庭に絵本を届けることができるよう60%を目指します。

「1週間に1回以上、家族で本を読む子どもの割合」につきましては、「家読」の推進について可視化するために設定し、目標値を時津町教育振興計画における令和7年度の目標値が、小学生で40%、中学生で6%であり、大きく達成しています。現状を維持しつつ、今後の取組の成果に期待して、小学生45%と中学生15%を目指したいと思います。

「本を読むことが好きな子どもの割合」につきましては、読書を楽しむことは、子どもの主体的な読書活動の第一歩です。本計画の基本方針の一つ「読書に親しむ機会の提供と充実」を具体化する指標として、読書の楽しさを感じさせる取組の成果を測定するため、この項目を設定し、目標値は、第5時長崎県子ども読書活動推進計画の目標値に合わせ小学生90%以上、中学生80%以上を設定しています。

「ボランティア養成講座実施回数」につきましては、図書ボランティアの育成と支援および子どもの読書に関わる機関の連携・協力の強化と人材育成を実現するための基盤としています。現状を維持し、年2回を目標値に設定しています。

○ 宮原教育委員

結果がこれ以上になっていけばよいかと思っておりますので、頑張ってくださいたく思います。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

○ 天田教育委員

「本を読むことが好きな子どもの割合」が高いので、「1週間に1回以上、家族で本を読む子どもの割合」に繋がっていけばと良いと思っています。保護者も読書離れが進んでいるようです。保護者への取組もありますので功を奏していけばと期待しています。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第6号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第6号、第四次時津町子ども読書活動推進計画についての件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第7号 教職員人事内申について

○ 相川教育長

続きます。議案第7号、教職員人事内申についての件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第7号は秘密会で議事進行することに決しました。

それでは、議案第7号、教職員人事内申についてご説明いたします。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和7年第2回時津町教育委員会会議を閉会します。